

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

「第2次山梨県環境基本計画」中間見直し（素案）

No.	該当箇所	意見内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	P14 第2章第3節 1-6 化学物質	内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）について 平成10年度から23年度まで多くの項目に亘る化学物質を調査してきた。しかし、予測無影響濃度を下回っていたので平成24年度からいったん終了し現在に至っている。「継続は力なり」という言葉がある。一時さかんに話題になった魚類等のオスのメス化が懸念されたときにこの「環境ホルモン」が社会の関心の集めた。しかし、このような生物（人間も含む）に与える影響が心配される調査はたとえその計測結果がある基準値を下回ったから終了するものではなく、将来の人間等に与える健康被害等を勘案すると、ぜひ復活調査し、毎年継続的に予算措置を行い実施することが必要です。	1	【修正加筆等意見反映】 内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）のうち、ノニルフェノール及び4-tert-オクチルフェノールがそれぞれ環境基準項目、要監視項目に追加され、本県でも公共用水域水質測定として2物質の測定を実施していることから、以下のとおり修正加筆します。 ○修正加筆箇所 第2章第3節本県の環境の現状 1-6 化学物質 ○修正加筆内容 ・修正加筆前 「平成24年度以降は調査を一旦終了し、環境省等の国の動向を見ながら今後の対応を検討することとしました。」 ・修正加筆後（修正加筆箇所下線） 「平成24年度以降は調査を一旦終了しましたが、環境省により平成24年8月にノニルフェノールが、平成25年3月に4-tert-オクチルフェノールがそれぞれ水生生物の保全に係る環境基準項目、要監視項目に追加され、現在は公共用水域水質測定として2物質について調査を実施しています。」
2	P15 第2章第3節 1-7 廃棄物	図2-10種類別産業廃棄物排出量について この中で突出して汚泥が多い。その結果、汚泥排出業者による不法投棄（不法河川流出）事案が本年5月早川支流雨畑川にて砂利洗浄汚泥の河川への流出事例が挙げられる。	1	【その他】 本県では、汚泥排出量の割合が相対的に高くなっていますが、全国的にも同様の傾向となっています。また、廃棄物の不適正処理に対しては、法令に基づき厳正に対処して参ります。
3	P20 第2章第3節 2-6 水環境	水循環について 山梨県は上流水源県であり、下流域への役割と義務が同時に発生する。健全な水循環の確保が望まれる。	1	【記述済み】 「第6章第3節 3-1 健全な水循環の維持」（P79）に記載のとおり、上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、水環境を保全するための取り組みを推進して参ります。
4	P35 第4章第3節 環境負荷の少ない循環型の地域社会 P43 第5章第1節 生活様式等の転換の促進 他	本計画見直しにおかれましては、「ISO14001」もしくは「ISO14000シリーズ」の認証取得やそれに伴う支援等を進めていく旨をご記載になられています。しかし、事業者の大半は中小企業であるため、「環境マネジメントシステム」の構築・導入を検討する際、コストや人員（力量）的にも比較的負荷が少ない「エコアクション21」も選択しとしてある旨具体的に記載いただけたら、環境に配慮した事業活動をより促進させることができるのではないかと思います。（記載例：…ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して…） また、以下のように ・国：第5次環境基本計画（平成30年4月17日） 「…ISO14001や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムについてバリューチェーン全体で導入されることを促進する。…」 ・山梨県地球温暖化対策実行計画（平成29年3月改定）（本編） 「事業者は環境省の経営管理システムである「エコアクション21」の認証・登録を推進し、積極的な省エネ等への取り組みを促します。」 といった、本計画へ深く係る他の計画においてもエコアクション21について具体的な記載があるため、より整合性を高めるためには有益なのではないかと考えております。	1	【修正加筆等意見反映】 エコアクション21の認証取得について、県では、山梨県地球温暖化対策実行計画において、進行管理指標に設定し、省エネセミナー等で普及啓発を行っていることから、P35に以下のとおり加筆します。 ○加筆箇所 第4章第3節事業者の役割 環境負荷の少ない循環型の地域社会 ○加筆内容 ・加筆前 「 <input type="checkbox"/> また、環境への負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売を進め、ISO14001※など環境マネジメントシステムの認証取得やグリーン購入を積極的に進めます。」 ・加筆後（加筆箇所下線） 「 <input checked="" type="checkbox"/> また、環境への負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売を進め、ISO14001※やエコアクション21※など環境マネジメントシステムの認証取得やグリーン購入を積極的に進めます。」

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

「第2次山梨県環境基本計画」中間見直し（素案）

5	P3 5 第4章第3節 事業者の役割	<p>近年のプラスチックゴミ削減の動きにつきまして、社内でも検討しておりますので、その一部をこの場をお借りして、事業者から見た取り組み案として簡単に述べさせていただきます。</p> <p>○ホットランナーへの転換によるランナー削減（プラスチックを製造する際に必要な部位【ランナー】を大幅に減らすことでゴミの削減・材料の削減を行えます）</p> <p>○生分解性樹脂への移行（多くの樹脂メーカーで、土に埋めれば数ヶ月でプラスチックが土にかえる樹脂を開発しています。ゴミ削減で地球環境の良化につながります）</p> <p>両案ともに、現状の機器などを変えるために国・県のサポート（メーカーへの推奨）や補助が必要となりますが、膨大な成果が出ます。以上となります、ご検討の程よろしくお願い致します。</p>	1	<p>【その他】 いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
6	P3 5 第4章第3節 事業者の役割	<p>事業者の役割について</p> <p>事業者は自然環境への影響に配慮する責任がある。さらに社会的責任の見地から地域の環境保全の活動に協力することが期待される。よって行政（国、県、市町村）の不定期の立ち入り検査を受け入れ、より一層の環境美化改善に務めなくてはならない。</p>	1	<p>【その他】 生産、加工、販売等、事業活動における環境への負荷の低減など、事業者に期待される役割を果たしていただくため、必要な支援・指導を行って参ります。</p>
7	P4 4 第5章第1節 1-2資源の循環的な利用の促進 (10)(11)	<p>「フードバンクの推進と県民の積極的な参加」を挿入</p> <p>国会で「食品ロス削減の推進に関する法律」が2019年5月に成立し、その成立に向けた超党派の「食品ロス削減及びフードバンク支援を推進する議員連盟」も発足しました。また法律の基本政策に「フードバンクへの支援」も盛り込まれました。これから食品ロス削減推進会議で具体的な施策について話し合われる予定です。</p> <p>SDGsの認知度や関心が急速に広がりにつつある日本において、食品ロス削減となる食品を生活困窮者や児童養護施設に無償で提供するフードバンク活動が、注目されています。フードバンクはSDGsの4項目が該当します。</p> <p>【1 貧困をなくそう】 【2 飢餓をゼロに】 【3 すべての人に健康と福祉を】 【12 つくる責任 つかう責任】</p> <p>持続可能な社会を作っていくことは、食品ロス削減で環境面と、貧困対策の両面を推進できるフードバンクへの支援の広がりが大切と考えます。現在フードバンク山梨では市民、企業、行政との連携が進み食品ロス削減、貧困問題に大きな成果を挙げている全国的先進モデル県でもあります。ぜひ山梨県が全国に先駆けたフードバンクモデル県となることを期待します。</p>	1	<p>【その他】 フードバンクの推進及び支援に関しましては、「食品ロス削減の推進に関する法律」に規定されており、本計画とは別に今後検討して参ります。</p>
8	P4 4 第5章第1節 1-3廃棄物の適正処理の推進(3)(4)	<p>廃棄物の適正処理について(3)(4)</p> <p>排出事業者、処理業者の監視、指導を行い、適正処理やマニフェスト制度の徹底を図ること。なお、不法者に対しては監視のみなく、行政処分等さらに高度な方の制裁を課します。特に本年5月に発生した雨畑川の不法投棄などの例が挙げられます。</p>	1	<p>【記述済み】 廃棄物の適正処理に向けては、法令等に基づく制度の徹底や監視・指導のほか、事業者への啓発を行うとともに、廃棄物の不適正処理に対しては、法令に基づき厳正に対処して参ります。</p>
9	P5 4 第5章第3節 3-2野生動物の保護と適正な管理の推進	<p>外来動植物への対応について</p> <p>古来からの在来種を脅かす繁殖力旺盛な外来種が繁茂して成長しています。在来種保全の立場からもこれら外来種の沈静化、撲滅化を進めるべきです。なお、これら外来種は自然の力でも増えますが、人間の故意による活動、例えば種まき、移動、移植やさらに高速道路、鉄道などの交通による移動も可能としています。よって総合的な見地からの対応となります。</p>	1	<p>【その他】 外来種への対策では、外来種被害予防三原則の「入れない」「捨てない」「拡げない」が重要であります。このため、積極的な情報提供や普及啓発に努めるとともに、専門家の意見等を聞きながら、必要な対策を講じて参ります。</p>

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

「第2次山梨県環境基本計画」中間見直し（素案）

<p>10</p>	<p>P74 第6章第2節 健全な森林・豊かな緑の保全</p>	<p>健全な森林・豊かな緑の保全について 県土の約78%が森林で占められている山梨県。国は平成31年3月「森林環境税及び森林環境譲与税」に関する法律が公布しました。このうち、譲与税は今年度から各自治体に配布されます。この予算の使い道は特定されており、【所有者に代わって市町村が間伐などを行う】【森林整備、林業従事者の担い手育成】【木材利用の促進や普及啓発】に使われます。そこで期待されるのが「新国立競技場」でも使われた「合成材」の利活用です。益々利用増が期待されます。 また、都市部の住民が山間地の森林地帯に来て植林や下草刈りなど協同して運営することが望まれます。よって、このような好循環を築きあげるのが首都圏に近い山梨県の役割であり、他の都道府県の先駆けにもなる条件は高いものと思われまます。 なお、住民税に加算される形で、県税として1人当たり500円（年額）、国税として1人当たり1,000円（年額）が徴収もしくは徴収予定です。（2024年度）したがって、山梨県など先行して森林環境税を課している自治体はこの二重取りについて、その目的、位置づけ、用途など詳細な説明責任があります。早急な対応が望まれます。</p>	<p>1</p>	<p>【その他】 公共建築物等の木造化・木質化の促進や普及啓発など、県産材の利用拡大に取り組むとともに、県内外の住民・企業・団体など様々な主体の参加による森づくりや緑化推進の取り組みを進めて参ります。 また、県の森林及び環境の保全に係る県民税については、県民への周知・理解促進を図るため、森林整備現場見学会の開催や情報誌の発行などを行っているところですが、令和6年度からはじまる国の森林環境税との違いや用途などについても十分な理解が得られるよう努めて参ります。</p>
<p>11</p>	<p>P78 第6章第3節 持続可能な水循環づくり</p>	<p>持続可能な水循環社会づくりについて 富士川流域に占める山梨県の割合はかなりの面積を占めます。下流の静岡県で駿河湾に流入します。この駿河湾の特産物「サクラエビ」の不漁が続いています。不漁の一因に山梨県内で発生する濁った水（濁水）による影響ではないか静岡県知事は懸念しています。確かに早川は小中洪水時、粘土質の濁った水が本川（釜無川、笛吹川）の水の色とは違っています。また、経過時間も本川に比べ長時間にわたります。この一因は地形・地質にもあります。早川流域は比較的雨量の多い流域でかつ地質学的には糸魚川静岡構造線上に位置し、七面山をはじめとする山地崩壊が多いため、至る所で斜面崩壊などが発生しています。その代表が雨畑ダムの堆砂によるダムの悪化現象が見られます。 さらに悪い結果を生んだ本年5月頃話題になった雨畑川の砂利洗浄汚泥が洪水時に汚泥を下流に流下させた社会問題も発生しました。よって健全な水循環を形成するには本県のみではなく、流域の自治体、民間団体など流域での総合的な取り組みが必要となります。</p>	<p>1</p>	<p>【記述済み】 「第6章第3節 3-1 健全な水循環の維持」（P79）に記載のとおり、上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、水環境を保全するための取り組みを推進して参ります。</p>
<p>12</p>	<p>P85 第6章第5節 5-2 不法投棄対策等の推進</p>	<p>不法投棄対策等の推進 新たに加わった「プラスチックごみ削減対策の推進」のみならず、水源県山梨としては下流域に対して清浄な流水を確保する義務があります。本年5月に発生した「雨畑川における砂利洗浄汚泥」の早川への放出（流出事件）が挙げられる。また、似たような洗浄汚泥の堆積が早川の河川区域内または河川区域近傍に置かれている。このような条件のもと、「早川洪水時」に汚泥が早川の流出とともに富士川、さらには駿河湾に流達する恐れは目に見えています。具体的には早川町内に存する工場から排出された汚泥の山が河川区域もしくはその近傍に堆積されている。ぜひ、現地確認を願うものであります。</p>	<p>1</p>	<p>【その他】 廃棄物の不法投棄に対しては、法令に基づき厳正に対処するとともに、良好な河川水質環境を維持・保全していくため、事業者に対し必要な指導・助言を行って参ります。</p>